

美郷町空き家対策総合実施計画

計画の位置付け

美郷町では空き家は増加しており、その中には適正な管理が行われていないことによる家屋の損壊・景観の悪化や、降雪期においては雪の重みによる損壊、落雪等による歩行者等への危険など深刻な問題となっている空き家も存在する。

このことから、管理者等に対し、適正管理を指導・啓蒙していくものとする。

1. 計画の実施地区の区域

(1) 実施地区の区域

所在地：美郷町全域 面積：約16,832ha

2. 基本の方針

(1) 実施地区の概要

美郷町が認識している空き家は211棟である（令和7年4月1日現在）。

また、美郷町は豪雪地帯（一部特別豪雪地帯）に指定されており、積雪による空き家倒壊等の進行が危惧される地域である。

(2) 実施地区の課題

美郷町では少子高齢化が進行していることにより過疎傾向が続いており、空き家数が増加していることから、売却・賃貸等による利活用や、計画的な除却により空き家の発生を抑制していく必要がある。

また、空き家建物の劣化が周辺住環境を悪化させる原因となる恐れがあること、さらに豪雪被害により空き家の危険度・破損度がさらに増す恐れがあることから、管理者が適正な管理を行って行くよう啓蒙する必要がある。

(3) 実施地区の整備の方針

管理不全により、倒壊し周辺住民に被害が及ぶ恐れがある空き家等については、除却を進める。

(4) 空き家対策総合実施計画の計画期間

令和7年5月から令和9年3月までとする。

(5) 空き家対策総合実施計画の目標

令和7年度	空き家住宅等の活用	10棟	不良住宅の除却	7棟
	特定空家等の除却	2棟		
令和8年度	空き家住宅等の活用	10棟	不良住宅の除却	7棟
	特定空家等の除却	2棟		

(6) 空き家等に関する対策の実施体制

①庁内の組織体制及び役割

業務内容	対応部署
空き家の利活用に関すること	商工観光交流課
空き家の除却に関すること	住民生活課

②連携した協議会等の概要

名称：美郷町空き家等対策協議会

構成員：町、警察、消防、司法書士、建築士、社会福祉協議会、町民代表者

3. 空き家の活用と除却に関する事項

(1) 空き家対策基本産業に関する事項

事業手法	施行者	事業対象	空き家又は跡地の活用用途	棟数	事業実施予定時期
活用 ※1	所有者等	空き家住宅等	売却又は賃貸	20	R7.5－R9.3
除却 ※2	美郷町	特定空家等	定めなし	4	R7.5－R9.3
	所有者等	特定空家等 不良住宅	定めなし	14	R7.5－R9.3
実態把握 ※3	美郷町	空き家住宅等 不良住宅	—	—	R7.5－R9.3

(2) 除却後の跡地の計画的利用に係る周辺住民等への周知方法

町のホームページ等に掲載 看板等による掲示 その他()

※1 活用について

利活用できるものについては、活用を促していく。具体的には、町が把握している空き家等に関する情報を、その所有者の同意を得た上で町ホームページに掲載し、外部に提供することで活用を促す（美郷町空き家バンク）。

※2 除却について

特定空家等については、地域住民の生活環境に及ぼしている影響の程度等により、行政代執行等の措置を講じることとする。

また、美郷町危険空家解体事業補助金により、特定空家等及び不良住宅の所有者等に対し、解体費用を補助する。

※3 実態把握について

空き家等の調査については、地域住民等から寄せられた空き家等情報を精査し、調査を要すると町が判断した建物を1級建築士の資格を有する者に委託して実施するものとし、調査対象地区は美郷町全域とする。

4. 他の空き家対策に関する事項

(1) 他の空き家対策に関する事項

・空き家対策付帯事項

施行者	事業対象	事業内容	事業実施予定時期
該当なし			

(2) 空き家対策総合支援事業の補助対象以外の空き家対策に関する取組み

事業概要	施行者	事業実施予定時期
空き家相談窓口 ※4	秋田県・美郷町・大仙市・仙北市	R7.6－R9.3

※4 空き家相談窓口について

「空き家の無料相談会」を希望者に紹介し、秋田県司法書士会等協力団体も同席して相談者の問題解決を図る（別添資料参照、予約制）。

5. その他必要な事項

事業実績により、本計画による空き家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて計画の見直しを行う。

令和5年4月策定
令和7年5月修正